

新旧対比表 ワンタイムパスワード規定

条番号	現行	変更後
<p>第1条第1項</p>	<p>1. ワンタイムパスワードとは、都度変化するパスワードであって、インターネットバンキング取引（以下、「利用対象取引」といいます。）において、一定期間内に一度だけ利用することができます。ワンタイムパスワードを表示する方法は次のいずれかによります。<del>（1）</del>みずほ銀行がお客さまに貸与する端末に表示する方法で、お客さまの申込に応じて、トークン型（以下、「トークン」といいます。）およびカード型（以下、「カード」といいます。）の2種類があります。トークンにつきましては、平成27年3月15日をもって、新規発行および新規利用登録の受付を終了しておりますが、それ以前に利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。</p> <p><del>（2）みずほ銀行所定のスマートフォン（以下、「利用端末」といいます。）にインストールして利用する専用のソフトウェア（ワンタイムパスワードアプリ）（以下、「アプリ」といいます。）に表示する方法。</del></p>	<p>1. ワンタイムパスワードとは、都度変化するパスワードであって、インターネットバンキング取引（以下、「利用対象取引」といいます。）において、一定期間内に一度だけ利用することができます。ワンタイムパスワードを表示する方法は当行みずほ銀行がお客さまに貸与する端末に表示する方法で、お客さまの申込に応じて、トークン型（以下、「トークン」といいます。）およびカード型（以下、「カード」といいます。）の2種類があります。トークンにつきましては、平成27年3月15日をもって、新規発行および新規利用登録の受付を終了しておりますが、それ以前に利用登録がされているものは、電池切れまたは故障するまで継続してご利用いただけます。</p>
<p>第1条第2項</p>	<p>2. お客さまは、第2条第3項<del>または同条第5項</del>による利用登録を実施した場合、利用対象取引を申込むにあたっては第2暗証番号に替えてワンタイムパスワードを利用する必要があります。なお、テレホンバンキングなど利用対象取引以外のお取引については、引き続き第2暗証番号を利用いただけます。</p>	<p>2. お客さまは、第2条第3項による利用登録を実施した場合、利用対象取引を申込むにあたっては第2暗証番号に替えてワンタイムパスワードを利用する必要があります。なお、テレホンバンキングなど利用対象取引以外のお取引については、引き続き第2暗証番号を利用いただけます。</p>
<p>第2条第1項</p>	<p>1. ワンタイムパスワードの利用対象者は、本条第2項<del>から第5項</del>または第3項に規定する新規申込およびワンタイムパスワード利用登録を行い、当行がトークン、またはカードまたはアプリのワンタイムパスワード利用登録を承認したお客さまとします。</p>	<p>1. ワンタイムパスワードの利用対象者は、本条第2項または第3項に規定する新規申込およびワンタイムパスワード利用登録を行い、<del>みずほ銀行</del>がトークン、またはカードまたはアプリのワンタイムパスワード利用登録を承認したお客さまとします。</p>
<p>第2条第4項</p>	<p><del>4. アプリの新規申込は、次のいずれか、または当行みずほ銀行が個別に定めた方法によります。（1）インターネットバンキングにログインし、当行みずほ銀行所定の申込画面に従って必要事項を入力する方法。この場合、入力された第2暗証番号が当行みずほ銀行に登録されている第2暗証番号と一致した場合には、当行みずほ銀行は正當なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に「利用登録用パスワードが記載されたハガキ」（以下、「ハガキ」といいます。）を発送します。（2）当行みずほ銀行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相違のないものとして認められた場合には、当行みずほ銀行は正當なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。</del></p>	<p>（削除）</p>

<p>第2条 第5項</p>	<p><del>5. 前項によりハガキの交付を受けたお客さまがワンタイムパスワードを利用するには、利用端末にみずほダイレクトアプリをインストールのうえ、ワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。ワンタイムパスワード利用登録は、みずほダイレクトアプリにログインし、当行みずほ銀行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された利用登録用パスワードが、当行みずほ銀行に登録されているお客さまの利用登録用パスワードと一致した場合には、当行みずほ銀行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。なお、ハガキに記載された利用登録用パスワードには一定の有効期間があります。有効期間を過ぎた場合、新たに新規申込から行っていただく必要があります。</del></p>	<p>(削除)</p>
<p>第3条 第1項</p>	<p>1. カードの新規申込および再発行にあたっては、<b>当行</b>所定の手数料をいただきます。この場合、<b>当行</b>は当該手数料に相当する額を、みずほダイレクトの代表利用口座から、当該口座にかかる預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書もしくは当座小切手の提出なしに、<b>当行</b>所定の日に引き落とすことができるものとします。なお、当該手数料は<b>当行</b>の都合で<b>改廃</b>することがあります。</p>	<p>1. カードの新規申込および再発行にあたっては、<b>みずほ銀行</b>所定の手数料をいただきます。この場合、<b>みずほ銀行</b>は当該手数料に相当する額を、みずほダイレクトの代表利用口座から、当該口座にかかる預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書もしくは当座小切手の提出なしに、<b>みずほ銀行</b>所定の日に引き落とすことができるものとします。なお、当該手数料は<b>みずほ銀行</b>の都合で<b>変更</b>することがあります。</p>
<p>第3条 第3項</p>	<p>3. アプリの新規申込および再申込にあたって、手数料はかかりません。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4条 第6項</p>	<p>6. アプリの利用期限は、お客さまが利用端末からアプリをアンインストールするもしくは当行みずほ銀行が当行みずほ銀行の都合でアプリのサービスを改廃することにより、ワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第5条 第1項</p>	<p>1. カードの再発行またはトークン<b>もしくはアプリ</b>からカードへの切替えの申込は、次のいずれか、または<b>当行</b>が個別に定めた方法によります。(1) インターネットバンキングにログインし、<b>当行</b>所定の申込画面に従って、必要事項を入力する方法。この場合、入力されたワンタイムパスワードが<b>当行</b>に登録されているトークン<b>カードもしくはアプリ</b>のワンタイムパスワードと一致した場合には、<b>当行</b>は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新しいカード（以下、本条において「新カード」ということがあります。）を発送する方法により交付します。(2) <b>当行</b>所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められた場合には、<b>当行</b>は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新カードを発送する方法により交付します。</p>	<p>1. カードの再発行またはトークンからカードへの切替えの申込は、次のいずれか、または<b>みずほ銀行</b>が個別に定めた方法によります。(1) インターネットバンキングにログインし、<b>みずほ銀行</b>所定の申込画面に従って、必要事項を入力する方法。この場合、入力されたワンタイムパスワードが<b>みずほ銀行</b>に登録されているトークン<b>またはカード</b>のワンタイムパスワードと一致した場合には、<b>みずほ銀行</b>は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新しいカード（以下、本条において「新カード」ということがあります。）を発送する方法により交付します。(2) <b>みずほ銀行</b>所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められた場合には、<b>みずほ銀行</b>は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所に新カードを発送する方法により交付します。</p>

<p>第5条 第2項</p>	<p>2. 前項により新カードの交付を受けたお客さまが新カードにかかるワンタイムパスワードを利用するには、新カードにかかるワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。新カードにかかるワンタイムパスワード利用登録は、インターネットバンキングにログインし、<b>当行</b>所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された今まで利用していたトークン<del>カード</del><b>またはアプリ</b>（以下、本条においてそれぞれ「旧トークン」、「旧カード」<del>、旧アプリ</del>とすることがあります。）および新カードに表示されたワンタイムパスワードが、<b>当行</b>に登録されているお客さまの旧トークン<del>旧カード</del><b>または旧アプリ</b>および新カードのワンタイムパスワードと一致した場合には、<b>当行</b>は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。</p>	<p>2. 前項により新カードの交付を受けたお客さまが新カードにかかるワンタイムパスワードを利用するには、新カードにかかるワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。新カードにかかるワンタイムパスワード利用登録は、インターネットバンキングにログインし、<b>みずほ銀行</b>所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された今まで利用していたトークン<b>または</b>カード（以下、本条においてそれぞれ「旧トークン」、「旧カード」、とすることがあります。）および新カードに表示されたワンタイムパスワードが、<b>みずほ銀行</b>に登録されているお客さまの旧トークン<b>または</b>旧カード<b>または</b>旧アプリ<b>および</b>新カードのワンタイムパスワードと一致した場合には、<b>みずほ銀行</b>は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。</p>
<p>第5条 第3項</p>	<p>3. アプリの再申込またはトークンもしくはカードからアプリへの切替えの申込は、次のいずれか、または当行が個別に定めた方法によります。 （1）インターネットバンキングにログインし、当行所定の申込画面に従って、必要事項を入力する方法。この場合、入力されたワンタイムパスワードが当行に登録されているトークン、カードもしくはアプリのワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。（2）当行所定の申込書による方法。この場合、申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当行は正当なお客さまからの申込とみなし、この申込に応諾した場合はお届けの住所にハガキを発送します。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第5条 第4項</p>	<p>4. 前項によりハガキの交付を受けたお客さまがワンタイムパスワードを利用するには、利用端末に<b>みずほ</b>ダイレクトアプリをインストールのうえ、アプリにかかるワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。アプリにかかるワンタイムパスワード利用登録は、当行所定の利用登録画面に従って必要事項を入力することにより行います。入力された利用登録用パスワードが、当行に登録されているお客さまの新しくインストールしたアプリ（以下、次項において「<b>新アプリ</b>」といいます。）の利用登録用パスワードと一致した場合には、当行は当該利用登録の申込を正当なお客さまからの申込とみなします。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第5条 第5項</p>	<p>5. 新アプリへの更新完了後は、利用対象取引において旧トークン、旧カードまたは旧アプリにかかるワンタイムパスワードを使用することはできません。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第6条 第1項</p>	<p>1. お客さまはトークン<del>カード</del><b>または利用端末</b>を紛失または盗難等により失った場合には、すみやかに<b>当行</b>所定の方法により届け出てください。この届出の前にお客さまに損害が生じたとしても、<b>当行</b>に過失がある場合を除き、<b>当行</b>は責任を負いません。</p>	<p>1. お客さまはトークン<b>または</b>カードを紛失または盗難等により失った場合には、すみやかに<b>みずほ銀行</b>所定の方法により届け出てください。この届出の前にお客さまに損害が生じたとしても、<b>みずほ銀行</b>に過失がある場合を除き、<b>みずほ銀行</b>は責任を負いません。</p>

<p>第7条 第1項</p>	<p>1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。<del>トークン、カードの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、インターネットバンキングにログインし、当行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法、または当行が個別に定めた方法によるものとし、トークンまたはカードを当行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。アプリの場合は、お客さまからの解約は当行所定の申込書の提出による方法、または当行が個別に定めた方法とします。</del></p>	<p>1. 本規定に基づく、ワンタイムパスワードの利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合でいつでも将来に向かって解約することができるものとします。お客さまからの解約はみずほ銀行所定の申込書の提出による方法、インターネットバンキングにログインし、みずほ銀行所定の画面でワンタイムパスワードを入力する方法、またはみずほ銀行が個別に定めた方法によるものとし、トークンまたはカードをみずほ銀行に返却するか破壊のうえ廃棄するものとします。</p>
<p>第8条 第1項</p>	<p>1. トークン、カード、<del>利用端末</del>およびワンタイムパスワードはお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。</p>	<p>1. トークン、カードおよびワンタイムパスワードはお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。</p>
<p>第8条 第2項</p>	<p>2. 当行が、お客さまが入力したトークン番号、カード番号、利用登録用パスワード、ワンタイムパスワード、第2暗証番号等が、<del>当行に</del>登録されている各情報と一致して、<del>アプリの新規発行、更新発行、カードアプリ</del>の利用登録を受け付けたうちは、トークン番号、カード番号、利用登録用パスワード、ワンタイムパスワード、第2暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても<del>当行</del>は当該申込を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について<del>当行</del>は一切の責任を負いません。</p>	<p>2. みずほ銀行が、お客さまが入力したトークン番号、カード番号、利用登録用パスワード、ワンタイムパスワード、第2暗証番号等が、みずほ銀行に登録されている各情報と一致して、カードの利用登録を受け付けたうちは、トークン番号、カード番号、利用登録用パスワード、ワンタイムパスワード、第2暗証番号等につき不正使用その他の事故があってもみずほ銀行は当該申込を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害についてみずほ銀行は一切の責任を負いません。</p>
<p>第8条 第3項</p>	<p>3. 第2条第2項、<del>同条第4項</del>、または第5条第1項<del>または同条第3項</del>に基づき<del>当行</del>がカード<del>またはハガキ</del>をお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、<del>当行</del>は一切の責任を負いません。また、<del>当行</del>がカード<del>またはハガキ</del>をお届けの住所あてに発送した後、住所不明等<del>当行</del>の責めによらない事由により<del>当行</del>にカード<del>またはハガキ</del>が返戻された場合は、一定期間後に廃棄します。それにより生じた損害について、<del>当行</del>は一切の責任を負いません。</p>	<p>3. 第2条第2項または第5条第1項に基づきみずほ銀行がカード<del>またはハガキ</del>をお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、みずほ銀行は一切の責任を負いません。また、みずほ銀行がカードをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等みずほ銀行の責めによらない事由によりみずほ銀行にカードが返戻された場合は、一定期間後に廃棄します。それにより生じた損害について、みずほ銀行は一切の責任を負いません。</p>
<p>第8条 第4項</p>	<p>4. トークンまたはカード、<del>利用端末</del>の故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったことにより、取引が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について、<del>当行</del>は一切の責任を負いません。</p>	<p>4. トークンまたはカードの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったことにより、取引が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について、みずほ銀行は一切の責任を負いません。</p>
<p>第9条 第3項</p>	<p>3. 前各項の改廃および変更については、電子メール送信、<del>ホームページ</del>掲載等により告知いたします。</p>	<p>3. 前各項の改廃および変更については、電子メール送信、<del>ウェブサイト</del>掲載等により告知いたします。</p>
	<p>(2024年8月25日現在)</p>	<p>(2024年11月10日現在)</p>